

令和6年度 小・中学校でかかる費用の援助について（就学援助制度のおしらせ）

南魚沼市では、経済的にお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

申請書は毎年度提出が必要です。昨年度認定された人も、必ず申請してください。

1 申請締切り及び提出先

令和6年4月30日（火）（郵送可・当日消印有効）までに学校または学校教育課に提出

- お子さんを通じて学校に提出する場合は、取り扱いに十分ご注意ください。
- 締切り後も、令和7年2月末まで受け付けます。ただし、支給額は月割りになり、受給できない費目もあります。
- 認定可否通知は7月下旬に郵送します（6月以降の申請者へは、申請書を受理した月の翌々月上旬に通知）。認定日は、申請書受理月の翌月1日です（4月30日までに申請書を受理した場合のみ、認定日は4月1日）。

2 援助の対象者

南魚沼市に住所を有する小・中学生の保護者で、生活保護（教育扶助）を受けている人もしくは令和5年度に次のいずれかに該当する人

- (1) 生活保護が廃止になった
 - (2) 保護者が市民税非課税
 - (3) 児童扶養手当の全部支給を受けている
 - (4) 世帯更生資金（生活福祉資金）の貸付を受けている
 - (5) 市民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けている
 - (6) 保護者の国民年金保険料が全額免除となっている
 - (7) その他家庭の経済状況に困っている（世帯の総所得が、生活保護基準の1.3倍以内）
- (7)における南魚沼市の定める基準（目安）

家族構成	合計所得額
・母（30歳）・子（6歳）	213万円以下
・父（35歳）・母（32歳）・子（6歳）	225万円以下
・父（42歳）・母（39歳）・子（13歳）・子（11歳）	267万円以下
・父（37歳）・母（35歳）・子（10歳）・子（6歳）・祖父（64歳）・祖母（61歳）	329万円以下

- どなたでも申請できます。**
- 所得等の審査で認定可否を決定するため、認定になるかというお問い合わせには即答できません。そのため、「認定になるかわからないけど、とりあえず申請しよう」という申請も受け付けます。
- 認定基準は、家族構成、年齢及び家賃の有無などで世帯ごとに異なります。
- 単身赴任中や別居中の保護者がいる場合、その方の所得を含めて審査します。
- 令和6年度（令和5年分）の市・県民税申告をしていないと、所得額を確認できず審査できません。必ず申告してから申請してください。（税法上の扶養者の場合は、申告不要）

3 提出書類

- (1) 就学援助申請書（小学校と中学校にお子さんがある場合は、学校ごとに提出してください。）
 - (2) 就学援助申請書に記載の添付書類（該当者のみ）
- 令和6年1月1日時点で南魚沼市に住所がない保護者または世帯員は、6月中旬以降に、前住所地から令和6年度（令和5年分）の所得課税証明書を取り寄せて提出してください。

4 支給費目及び支給額（※年度中に金額等が変更になる場合があります）

費目	支給月	小学生支給額(年額)	中学生支給額(年額)	対象学年等
学用品費	7・10・1・3月	¥11,630	¥22,730	全学年
新入学学用品費	7月 3月	小1 ¥54,060 次年度小1 ¥54,060	中1 ¥63,000 小6 ¥63,000	次年度小1・小1 小6・中1(条件有)
修学旅行費	小 10月 中 翌年4月	実費	実費	小6・中2 実施日現在認定者
体育実技用具費	3月	上限 ¥26,500	上限 ¥38,030(スキー) 上限 ¥7,650(柔道)	小1・4・中1(買い取り) 全学年(レンタル) 12月1日現在認定者
学校給食費	7・10・1・3月	実費		全学年
医療費	随時	実費(医療費について 参照)		全学年(条件有)
校外活動費	10・1・3月	上限 ¥3,690(宿泊有) 上限 ¥1,600(宿泊無)	上限 ¥6,210(宿泊有) 上限 ¥2,310(宿泊無)	全学年(条件有) 実施日現在認定者
災害共済掛金	7月	¥460		全学年の4月1日認定者
オンライン学習通信費	7・10・1・3月	¥14,000		全学年(条件有)

総合支援学校在籍(入学予定)者、生活保護受給者で教育扶助を受けている方、区域外就学者等は、給付費目が異なります。詳細はお問い合わせください。

5 医療費について

学校健診時点での認定者が、学校健診で以下の疾病で治療勧告を受けた場合、治療費の援助が受けられます。

- ・ トラコーマ及び結膜炎(目の病気) ※アレルギー性結膜炎は対象外
- ・ 白癬・疥癬及び膿か疹(皮膚の病気)
- ・ 中耳炎
- ・ 慢性副鼻腔炎・アデノイド(耳鼻咽喉の病気)
- ・ う歯 ※要注意乳歯、要観察歯、歯肉炎等は対象外

○認定の決定時に「医療券」を発行します。認定前に治療を行う場合、医療機関の窓口で治療費を支払い、領収書と明細書を保管してください。認定になりましたら支給対象となります。

6 新入学学用品費について

対象学年	支給条件
小1・中1	4月30日までに申請し、認定された児童生徒の保護者で、前年度に新入学学用品費を受給していない人
小6	当該年度の2月1日現在認定者

○転出予定者、特別支援学校入学予定者等は支給対象外です

7 体育実技用具費の領収書保管について

小学1年生、小学4年生及び中学1年生で12月1日現在の認定者は、体育実技用具費の支給対象です。支給には体育実技用具(小:スキー板 スキー靴 金具 スtock、中:スキー板 スキー靴 金具 スtockもしくは柔道着)の領収書が必要です。時期になりましたら改めて申請方法をお知らせしますので、領収書の保管をお願いします。

【お問合せ】南魚沼市教育委員会 学校教育課 学校庶務班
〒949-6680 南魚沼市六日町 865(南魚沼市民会館 2階) TEL:773-6700